

東大和市 消費生活だより

契約等で困ったときは、1人で悩まず、

消費生活センターへご相談ください

東大和市消費生活センターでは、消費生活に関する専門相談員が、事業者との契約に関わるトラブルや悪質商法などによる消費者被害についての相談を受けて、問題解決に向けたアドバイスやお手伝いをしています。

契約に関する不審な点やお困りごとは、早めの相談が解決への近道です。1人で悩まず、ご相談ください。

▷問合せ 消費生活センター・内線1713まで。

新しい詐欺相談が寄せられています

事例

インターネット通販サイトを利用し、商品の購入手続きをしたが、販売店から「商品が準備できないため、キャッシュレス決済アプリ上で返金します」という内容のメールが届いた。その後、販売店から電話があり、販売店からの指示に従い、「後日返される」という言葉を信じて、30万円を入金してしまったが、支払った代金及び30万円が返金されることはなかった。

ポイント 次の場合は詐欺を疑ってください

- 広告に表示された商品の価格が、他のインターネット通販サイトや販売店と比べてはるかに安価な場合
SNSの広告などに表示された商品の価格が、他のインターネット通販サイトや販売店よりもはるかに安価な場合は、悪質なサイトに誘導して商品代金をだまし取る詐欺の可能性があります。
- キャッシュレス決済アプリでの返金を提案された場合
インターネット通販サイトで代金を支払ったにもかかわらず、返金はキャッシュレス決済アプリで行うことはありません。このような場合、相手の指示には従わず、消費生活センターに相談してください。

「おかしい」「困った」と感じたときの相談先

東大和市消費生活センター

☎042-563-2111 (内線1713)

対象者 市内在住・在勤の方

相談日時 月～金曜日午前10時～正午及び午後1時～4時
(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

相談場所 地域振興課(東大和市役所3階7番窓口)

相談方法 電話または来所

消費者ホットライン

(局番なし)



い や や
1 8 8

契約、悪質商法、製品、食品やサービスによるトラブル等について、どこに相談してよいか分からない場合に利用してください。最寄りの消費生活センターの消費生活相談窓口を案内します(年末年始を除いて、原則毎日利用可)。

1～3月は

若者の悪質商法被害防止キャンペーン期間

最近の若者を狙う悪質商法では、SNSを悪用した手口が増加しています。また、被害に遭っても恥ずかしがったり、自分に落ち度があると感じて、相談せずに諦めてしまう人も多いようです。

東大和市では、東京都が毎年1月から3月に実施している『若者の悪質商法被害防止キャンペーン』と連携して、若者への注意喚起や相談窓口の周知・啓発を実施しています。

悪質商法は、誰もが被害に遭う可能性があります。困ったら、1人で悩まず、すぐに消費生活センターへご相談ください。